

津波避難対応マニュアル

平成23年5月

改正：平成28年3月

改正：平成29年1月

改正：令和3年7月

高 浜 町

目 次

第1章 総則	
1 目的	1
2 津波避難対応マニュアルの修正	1
3 用語の意味	1
第2章 津波の想定	
1 想定断層の選定	3
2 最大津波高および最大津波到達時間	4
3 最短の影響開始時間	4
4 住宅がある主要地点での最大津波高および最大津波到達時間	5
第3章 避難対象地域の指定等	
1 避難対象地域の指定	6
2 避難困難地域の検討	7
第4章 津波避難場所等、避難路等の指定・設定	
1 津波避難場所、津波避難ビル及び指定避難所の指定	9
2 避難路、避難経路の指定・設定	12
3 避難の方法	13
第5章 初動体制	
1 連絡・参集体制	14
2 避難誘導等に従事する者の安全確保	14
第6章 津波情報等の収集・伝達	
1 津波警報・注意報等の種類	15
2 津波情報等の収集	19
3 海面監視・被害情報の収集	20
第7章 避難指示の発令基準	
1 発令基準	21
2 発令の判断基準	21
3 伝達方法	21
第8章 津波対策の教育・啓発	
1 町民に対する啓発	22
2 学校教育における防災教育	22
第9章 避難訓練計画	
1 訓練の実施	23
2 防災訓練実施後の評価等	23
第10章 その他の留意点	
1 観光客等の避難対策	24
2 避難行動要支援者の避難対策	24

資料1 高浜町津波ハザードマップ

第1章 総則

1 目的

津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの主体的な避難行動が基本となる。津波避難対策は、「主体的な避難行動の徹底」、「避難行動を促す情報の確実な伝達」、「より安全な避難場所の確保」、「安全に避難するための計画の策定」を着実に進める必要がある。

そこで、津波対策を充実させるため、津波避難対象地域、避難場所及び避難路の指定、津波予報等の情報収集・伝達の手順、避難情報の発令等の手順を定めるものである。

2 津波避難対応マニュアルの修正

この津波避難対応マニュアルは毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

3 用語の意味

(1) 浸水想定区域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域。「令和2年度福井県津波浸水想定図」に基づき定める。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、町が津波浸水予想地域に基づき指定する。本町においては、想定遡上高を考慮し、浸水想定区域または沿岸部の海拔5m以下の地域を避難対象地域とする。

(3) 避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない地域）に避難することが困難な地域をいう。本町においては、想定到達時間を考慮し、11分以内に避難対象地域の外に到達できない地域を避難困難地域とする。

(4) 避難路

避難する場合の道路で、町が指定する。

(5) 避難経路

避難する場合の経路で、自治会、自主防災組織、住民等が設定する。

(6) 津波避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設等をいう。原則として避難対象地域の外に定める。町が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「指定避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。

(7) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自治会、自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。

(8) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を町が指定または設定する。また、避難ビル指定にあたっては、鉄筋コンクリート造3階建以上で昭和56年以降に建築された耐震性を有する建築物を原則とする。

(9) 指定避難所

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅等に移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。町が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等 避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。

※ (6)、(7)、(8) を総称して「避難先」という。

第2章 津波の想定

この津波避難対応マニュアルにおける津波の想定は、福井県が行った「令和2年度福井県津波浸水想定図」（以下「福井県津波浸水想定調査」という。）の結果に基づいたものである。

1 想定断層の選定

(1) 過去に福井県沿岸に襲来した津波について

過去に福井県沿岸に襲来した津波として、東北大学（災害科学国際研究所津波工学研究分野）および原子力安全基盤機構（現原子力規制庁）によって整備された「津波痕跡データベース」から、津波高に係る信頼度の高い痕跡記録が確認できた「日本海中部地震」津波を抽出した。

(2) 福井県沿岸に襲来する可能性のある想定津波について

日本海検討会が平成26年9月に公表した報告書で示した、津波発生の要因となる大規模地震の津波断層モデルから、福井県に影響が大きいとして選定された津波断層モデルを整理した。

(3) 選定した最大クラスの津波について

(1) で抽出された「日本海中部地震」と (2) で整理した津波断層モデルから、福井県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、日本海検討会で選定された津波断層モデルと学識者からのアドバイスにより選定した。

図2 津波断層モデルの位置図

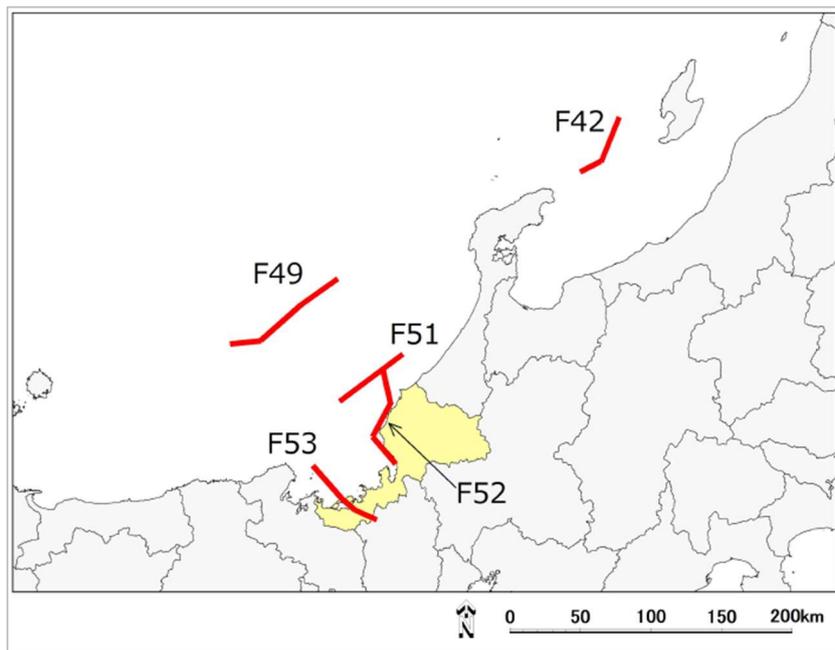


表2-1 津波断層モデルの断層パラメーター

津波断層モデルNo.	Mw	緯度	経度	上端深さ (km.TP-)	走向 (度)	傾斜 (度)	すべり角 (度)	断層長さ (km)	断層幅 (km)	合計断層長さ (km)	合計断層面積 (km ²)	平均すべり量 (m)
		(JGD2000)	(JGD2000)									
F42	7.28	38.0095	137.8939	2.5	201	45	78	37.7	17.7	56	988	3.10
		37.6983	137.7436		241	45	112	18.1	17.7			
F49	7.39	36.5243	134.8006	2.4	81	60	264	21.1	14.5	87	1268	3.56
		36.5547	135.0374		47	60	145	36.3	14.5			
		36.7748	135.3371		54	60	215	29.9	14.5			
F51	7.17	36.4332	136.0822	1.2	232	60	145	48	16	48	766	2.74
F52	7.34	35.7951	136.0921	1.1	319	60	35	22.5	16.1	70	1133	3.34
		35.9418	135.9285		27	60	125	25.4	16.1			
		36.1493	136.0572		344	60	40	22.5	16.1			
F53	7.21	35.4324	135.9466	1.0	291	90	35	17.2	14.0	60	840	2.86
		35.4868	135.7681		310	90	35	11.4	14.0			
		35.5523	135.6705		319	90	35	31.3	14.0			

2 最大津波高および最大津波到達時間

5断層のうち津波が最も高くなる断層における海岸線での最大津波高および最大津波到達時間を以下に示す。

表 2 - 2 最大津波高および最大津波到達時間

津波が最も高くなる断層	最大津波高 (m)	最大津波到達時間 (分)
F 4 9	0. 7 ~ 8. 7 (音海付近)	4 3 ~ 2 6 4

※最大津波高：海岸線から約 30m 沖合地点での津波を東京湾平均海面 (T.P.) から図った高さで最大のもの

※最大津波到達時間：海岸線から約 30m 沖合地点での地震発生後から最大津波が到達するまでの時間

3 最短の影響開始時間

5断層のうち津波が最も早く到達する断層における海岸線での最短の影響開始時間を以下に示す。

表 2 - 3 最短の影響開始時間

津波が最も早く到達する断層	影響開始時間
F 5 3	1 分未満 ~ 1 5 分

4 住宅がある主要地点での最大津波高および最大津波到達時間

沿岸部の地形を考慮し、沿岸の最大津波高に併せて道路上の浸水深（住宅付近の目安の浸水深）を示す。

表 2-4 住宅がある主要地点での最大津波高および最大津波到達時間

（参考：住宅がある区間の道路上での浸水深（目安））

地点名	津波が最も高くなる断層	最大津波高 ※1 (T.P.m)	最大津波到達時間※2 (分)	(参考)	
				住宅がある区間の道路上での浸水深※3(目安) (m)	道路名
和田(青戸)	F 5 3	1. 8	3 4	0. 1～0. 9	(一)犬見崎和田線
事代	F 5 3	3. 4	1 5	0. 1～1. 5	町道事代塩土線
塩土	F 5 3	2. 3	1 6	0. 1～1. 4	高浜漁港臨港道路
西三松	F 5 3	3. 5	1 6	0. 1～0. 4	(一)音海中津海線
小黒飯	F 4 9	3. 3	5 8	0. 3～0. 5	(一)音海中津海線
音海	F 4 9	2. 3	5 1	0. 1～0. 9	(一)音海中津海線
日引	F 4 9	2. 7	4 8	0. 6～0. 9	町道日引新線
上瀬	F 4 9	2. 4	4 7	0. 2～0. 5	町道イカジメ線

※1 海岸線から約30m沖合地点での津波を東京湾平均海面(T.P.)から測った高さで最大のものの。

※2 海岸線から約30m沖合地点での地震発生後から最大津波高となるまでの時間。

※3 住宅地での浸水深の目安とするため、津波浸水想定図から読み取った海岸沿いの住宅に接する道路上の浸水深。

海岸沿いの道路より地盤が低い施設等は、浸水深が大きくなる可能性がある。

第3章 避難対象地域の指定等

1 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に避難が必要な避難対象地域は、想定津波高、想定津波遡上高を考慮し、沿岸部の浸水予想区域または沿岸部の海拔5m以下の地域を避難対象地域とする（表3-1）。

避難対象地域の人口を次の表に示す。

表3-1 避難対象地域の人口

地区名	行政区名	津波避難場所	避難対象世帯数	避難対象人口	(男)	(女)
高浜地区	若宮区	中央体育施設	141	293	145	148
	塩土区		115	254	121	133
	中寄区		36	90	42	48
	畑区		39	111	55	56
	立石区		93	231	120	111
	本町区	佐伎治神社	63	146	72	74
	事代区		119	238	107	131
	赤尾町区		92	226	111	115
	藪部区		187	425	224	201
	岩神区		34	88	43	45
和田地区	和田一区	馬居寺	164	453	229	224
	和田二区		120	257	111	146
	和田三区		118	278	133	145
	和田四区	安土山公園	78	200	109	91
	和田五区		112	261	139	122
	和田六区		63	157	69	88
	安土区		169	271	197	74
	青戸区	馬居寺	151	427	219	208
青郷地区	東三松区	J R 三松駅	202	496	251	245
	西三松区	脇坂公園	141	351	180	171
内浦地区	難波江区		旧神野小学校	20	46	24
	小黒飯区	19		46	22	24
	神野浦区	13	26	15	11	
	音海区	旧音海小中学校 気比神社	55	100	40	60
	上瀬区	上瀬集会所	23	68	32	36
	日引区	旧日引小中学校	27	72	32	40
	宮尾区	宮尾集会所	9	21	11	10
	山中区	内浦小中学校	45	104	53	51
合計			2,448	5,736	2,906	2,830

令和3年3月末人口世帯数

※上記避難対象人数は、地区全体の人口を表しており、沿岸部に居住する人口ではない。

2 避難困難地域の検討

(1) 津波到達時間の設定

福井県津波浸水想定調査において本町の津波到達時間は11分程度であることから、避難可能距離の算出に必要な津波到達時間は11分とする。

(2) 避難目標地点の設定

避難対象地域の外に定める避難目標地点場所は、避難路及び避難経路の海拔5mの地点とする。

(3) 避難可能距離（範囲）の設定

避難可能距離は、津波到達時間と歩行速度を考慮して400とする。なお、算出根拠は次の式のとおりとする。

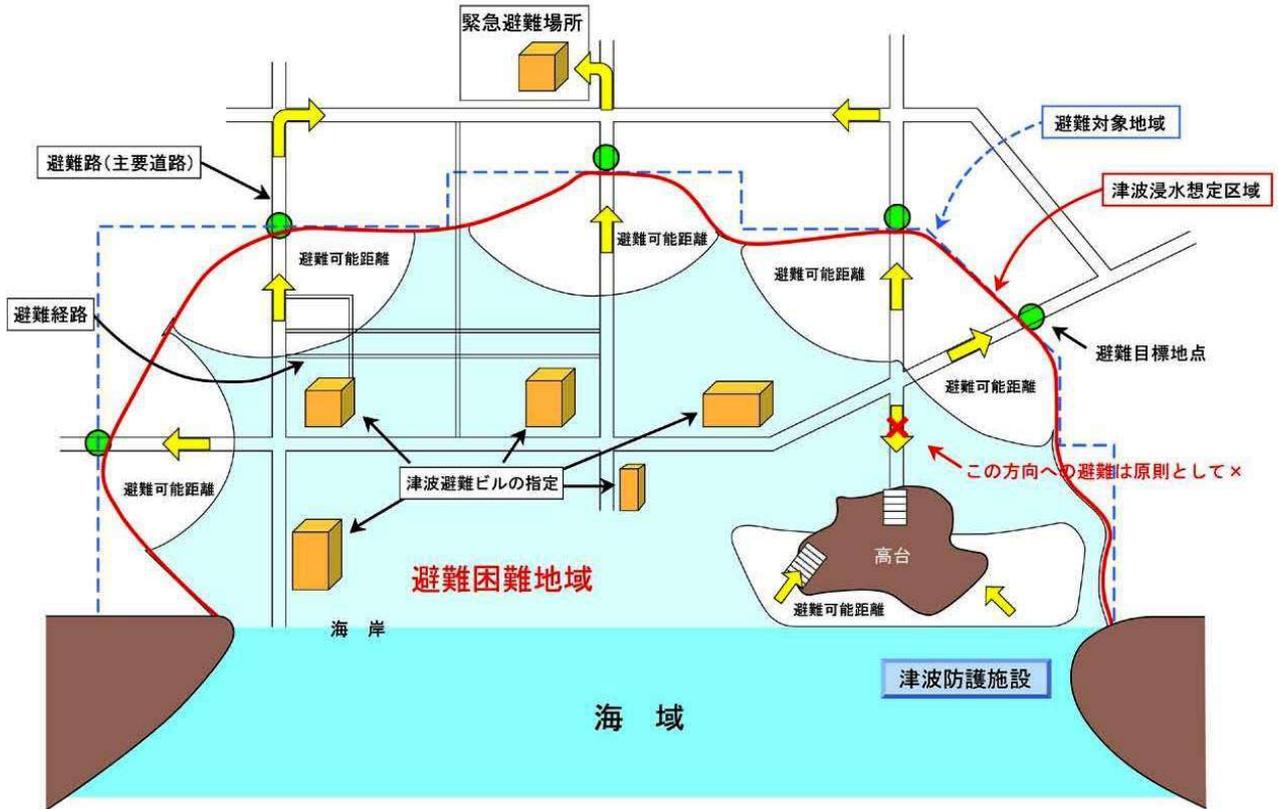
$$\begin{aligned} \text{避難可能距離} &= (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達時間} - \text{避難開始時間}) \\ &= 60\text{m}/\text{分} \times (11 - 5)\text{分} = 360\text{m} \approx 400\text{m} \end{aligned}$$

(4) 避難困難地域の抽出

避難困難地域の抽出は、津波到達時間内に、避難路及び避難経路を通過して避難目標地点まで到達可能な範囲（避難可能距離（範囲））を設定し、この範囲から外れる地域の抽出を行う（津波避難対応マニュアルの概念は図3-1参照）。

本町においては、避難目標地点から400以上の地域を避難困難地域として抽出された地域はありません。

図 3-1 津波避難対応マニュアルの概念図



(原典：津波避難対策推進マニュアル検討会報告書P 17)

第4章 津波避難場所等、避難路等の指定・設定

1 津波避難場所、津波避難ビル及び指定避難所の指定

(1) 津波避難場所の指定

津波の危険から緊急に避難するため避難場所として、避難対象地域、避難路、避難経路等を考慮し、地元住民と協議の上、避難対象地域の外に津波避難場所を次の表のとおり指定する。なお、津波避難場所の安全性及び機能が確保できるよう、次の点を留意して整備に努める。

【津波避難場所の安全性の確保】

- ・原則として避難対象地域から外れていること。
- ・原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されている建物を指定する（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定することが望ましい）。
- ・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- ・予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。
- ・原則として、緊急避難場所表示があり、入口等が明確であること。

【津波避難場所の機能性の確保】

- ・避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡以上を確保することが望ましい）。
- ・夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていることが望ましい。

表 4-1 津波避難場所及び避難経路一覧表

地区	行政区名	津波避難場所	海拔	避難経路	特記事項
高浜地区	若宮区	中央体育施設	15.4m	若宮区内→国道 27 号→町道事代坂田線等	
	塩土区	中央体育施設	15.4m	塩土区内→県道高浜港高浜停車場線→ 国道 27 号→町道事代坂田線等	
	中寄区	中央体育施設	15.4m	中寄区内→町道南山手線→町道事代坂田線等	
	畑区	中央体育施設	15.4m	畑区内→国道 27 号→町道事代坂田線等	
	立石区	中央体育施設	15.4m	立石区内→国道 27 号→町道事代坂田線等	
	本町区	佐伎治神社	15.0m	本町区内→県道畑若狭和田停車場線→町道宮ノ内線→ 国道 27 号→主要地方道坂本高浜線等	
	事代区	佐伎治神社	15.0m	事代区内→県道畑若狭和田停車場線→町道宮ノ内線→ 国道 27 号→主要地方道坂本高浜線等	
	赤尾町区	佐伎治神社	15.0m	赤尾町区内→県道畑若狭和田停車場線→町道宮ノ内線→ 国道 27 号→主要地方道坂本高浜線等	
	菌部区	佐伎治神社	15.0m	菌部区内→国道 27 号→主要地方道坂本高浜線等	
	岩神区	佐伎治神社	15.0m	岩神区内→国道 27 号→主要地方道坂本高浜線等	
和田地区	和田一区	馬居寺	23.0m	一区内→国道 27 号→県道畑若狭和田停車場線→ 町道南山手線等	
	和田二区	馬居寺	23.0m	二区内→国道 27 号→県道畑若狭和田停車場線→ 町道南山手線等	
	和田三区	馬居寺	23.0m	三区内→県道畑若狭和田停車場線→町道南山手線等	
	和田四区	安土山公園	82.1m	四区内→町道安土山線等	
	和田五区	安土山公園	82.1m	五区内→町道安土山線等	
	和田六区	安土山公園	82.1m	六区内→町道安土山線等	
	安土区	安土山公園	82.1m	安土区内→町道牧線（旧県道犬見崎和田線）等	
青郷地区	青戸区	馬居寺	49.6m	青戸区→国道 27 号→町道和田駅南線→ 町道南山手線→町道馬居寺 1 号線等	
	東三松区	J R 三松駅	8.5m	東三松区内→町道日枝神社線等	
内浦地区	西三松区	脇坂公園	9.5m	西三松区内→主要地方道舞鶴野原港高浜線→ 町道脇坂線→県道音海中津海線等	
	難波江区	脇坂公園	9.5m	西三松区内→主要地方道舞鶴野原港高浜線→ 県道音海中津海線等	
	小黑飯区	旧神野小学校	119.2m	小黑飯区内→町道小黑飯線→主要地方道舞鶴野原港高浜線等	
	神野浦区	旧神野小学校	119.2m	神野浦区内→主要地方道舞鶴野原港高浜線等	
	音海区	旧音海小中学校	16.7m	音海区内→県道音海中津海線→町道小泊線等	
		氣比神社	30.3m	音海区内→県道音海中津海線→町道本谷線等	
	上瀬区	上瀬集会所	20.0m	上瀬区内	
	日引区	旧日引小学校	71.3m	日引区内→主要地方道舞鶴野原港高浜線等	
	宮尾区	宮尾集会所	29.2m	宮尾区内→町道柿ヶ崎線等	
山中区	内浦小中学校	147.9m	山中区内→主要地方道舞鶴野原港高浜線等		

(2) 津波避難ビルの指定

津波避難ビルとは、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。

避難対象地域内の建物を町が指定する。津波災害時に使用する津波避難ビルは表4-2のとおりである。また、避難ビル指定にあたっては、鉄筋コンクリート造3階建以上で昭和56年以降に建築された耐震性を有する建築物を原則とする。

表4-2 津波災害時に使用する津波避難ビル

施設名	所在地	海拔 (m)	建物 階数	構造	収容 者数	床面積 (㎡)	電話
若狭高浜病院	宮崎 87-14-2	2.6	R C	4	700	700	72-0880
高浜けいあいの里	和田 168-22	10	R C	2	1,270	1,270	71-1022

(3) 指定避難所

指定避難所は、津波避難場所に緊急的に避難した後、専ら避難生活を送る場所である。津波災害時に使用する指定避難所は表4-3のとおりである。表4-4に示す指定避難所は、避難対象地域の海拔5m以下に該当するため、本津波避難対応マニュアルにおける指定避難所から除外する。

表4-3 津波災害時に使用する指定避難所一覧

施設名	所在地	海拔 (m)	建物 階数	構造	収容 者数	床面積 (㎡)	主な避難先の例	電話
中央体育館	宮崎 92-1-1	15	2	R C	798	1,596	体育館	72-3936
中央図書館	立石 13-7	3.1	1	R C	58	116	書架スペース	72-2649
文化会館	立石 12-1	3.1	2	R C	295	592	小ホール、和室等	72-2751
社会福祉センター	緑ヶ丘 1-1-1	10.8	2	R C	157	316	和室等	72-2480
西地区体育館	中山 13-26-6	6.9	1	S R C	305	610	体育館	なし
青郷保育所	西三松 13-54-1	6.7	1	R C	193	387	遊戯室、保育室等	72-0887
三松センター	西三松 6-21-8	8.7	2	R C	261	529	大ホール、和室等	72-2080
青郷公民館	青 8-4-1	16	2	R C	165	332	和室、多目的ホール等	72-6055
青郷小学校	小和田 69-40	14	3	R C	876	1,764	体育館	72-0302
青郷小学校高野分校	高野 17-2	157	1	R C	179	359	体育館	72-4570
内浦小中学校	山中 107-30	147	3	R C	776	1,560	体育館	76-1233
旧日引小学校	日引 21-6	71	2	R C	338	677	体育館	76-1300
旧音海小中学校	音海 30-13	18	3	R C	345	694	体育館	76-1242
旧神野小学校	神野 4-1-1	119	2	R C	293	590	体育館	76-1150
内浦公民館	山中 104-4-2	143	2	R C	153	310	多目的ホール	72-2007

※公民館については防災関係機関の活動拠点としての利用を優先する。

表 4-4 除外する指定避難所一覧

施設名	所在地	海拔 (m)	建物 階数	構造	収容 者数	床面積 (㎡)	主な避難先の例	電話
B & G海洋センター	高森 1-1	1.3	1	R C	—	—	体育館	72-3780
和田小学校	和田 124-3	1.3	2	R C	1,077	2,172	体育館	72-0138
和田保育所	和田 124-3	1.3	2	R C	139	285	遊戯室、保育室等	72-0256
和田公民館	和田 123-24-2	3.2	2	R C	145	291	多目的ホール	72-1325
保健福祉センター	和田 117-68	1.9	2	R C	179	358	大広間、多目的ホール	72-2493
若狭体育館	安土 2-1-2	1.7	1	R C	499	999	体育館	72-1221
道の駅 「シーサイド高浜」	下車持 46-10	1.7	1	S R C	78	157		72-6666
老人憩いの家 瑞祥苑	宮崎 67-4-1	3.1	2	R C	82	164	和室、多目的ホール	72-3820
高浜保育所	宮崎 69-7-1	2.3	2	R C	225	451	遊戯室、保育室等	72-0142
高浜小学校	宮崎 75-12-1	2.5	3	R C	874	1,762	体育館	72-0038
高浜中学校	宮崎 70-15	3	3	R C	1,664	3,338	体育館	72-0130

2 避難路、避難経路の指定・設定

(1) 避難路の指定

避難路とは、津波避難場所までの主要な避難経路であり、町が表 4-1 のとおり指定する。

なお、避難路の指定及び整備にあたっては、安全性及び機能性が確保できるよう、次の点を留意する。

【避難路の安全性の確保】

- 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。
- 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。
- 避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する（海岸方向にある緊急避難場所へ向かつての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。）
- 避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波避難ビルが指定されていることが望ましい。
- 地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。
- 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。

【避難路の機能性の確保】

- 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。
- 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

(2) 避難経路の設定

避難経路は、避難場所までの経路で、自治会、自主防災組織、住民等が設定する。

避難経路の設定にあたっては、次の点を留意するものとする。

- ・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。
- ・複数の迂回路が確保されていること。
- ・海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。
- ・避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して津波避難ビルが指定されていることが望ましい。
- ・階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

(3) 避難路の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、福井県津波浸水想定調査の結果を踏まえ避難路、避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全の確保に努めるものとする。

3 避難の方法

避難にあたっては自動車等を利用することは、次の理由等により円滑な避難ができないおそれが高いことから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

- ・家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができない。
- ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等が起きやすくなる。
- ・自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げる。

しかし、地域によっては、緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離がある等、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合等には、地域の实情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておくものとする。

※原子力発電所の事故等による原子力災害に係る住民等の避難実施については、「高浜町原子力災害住民避難計画」に必要な事項を定める

第5章 初動体制

1 連絡・参集体制

津波警報等が発表された場合の、町職員の連絡体制は、高浜町地域防災計画 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制計画による。

各担当職員はテレビやラジオ、防災情報メール、緊急速報メール等で次の配備基準（表5-1）に該当することを覚知した場合、配備指令の連絡を待つことなく直ちに配備につくものとする。

表5-1 配備体制の基準

配備区分	配備基準	活動内容
災害対策準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜町域で震度4の地震を観測した時（自動参集） ・気象庁より福井県に津波注意報が発表された時 ・その他状況により、防災安全課長が必要と認める時 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報の収集伝達体制及び災害情報の収集体制をとる
災害警戒本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜町域で震度5弱の地震を観測した時（自動参集） ・気象庁より福井県に津波警報が発表された時 ・その他状況により、防災安全課長が必要と認める時 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒体制及び小災害に対処できる出動体制をとる ・広報体制をとる ・避難対策の体制をとる
災害対策本部設置	第一配備 <ul style="list-style-type: none"> ・高浜町域で震度5強の地震を観測した時（自動参集） ・気象庁より福井県に大津波警報が発表された時 ・その他状況により、町長が必要と認める時 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・本部の職員を、状況に応じ必要数又は全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制をとる
	第二配備 <ul style="list-style-type: none"> ・高浜町域で震度6弱の地震を観測した時（自動参集） ・第一配備体制では対処できない規模に災害が拡大するおそれがあり、町長が必要と認める時 	
	第三配備 <ul style="list-style-type: none"> ・高浜町域で震度6強の地震を観測した時（自動参集） ・地震によって多数の被害が発生し、町長が必要と認める時 	

2 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難誘導等に従事する者は、自身の避難時間を確保したうえで避難誘導等を実施する。

第6章 津波情報等の収集・伝達

1 津波警報・注意報等の種類

気象庁が、津波による災害の発生が予想されるときには、大津波警報、津波警報又は津波注意報等を発表する。

(1) 種類

大津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表

(予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合)

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表

(予想される津波の高さが高いところで1 mを超え3 m以下の場合)

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表

津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

地震発生後、予想される津波の高さが20 cm未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表する。

(2) 発表される津波の高さ等

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10 m < 高さ	10 m 超	巨大
	5 m < 高さ ≤ 10 m	10 m	
	3 m < 高さ ≤ 5 m	5 m	
津波警報	1 m < 高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	0.2 m ≤ 高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)

(解説)

- (注) 1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(3) 津波予報区、略号及び区域

津波予報区	津波予報区略号	予報区域	発表官署
福井県	フクイケン	福井県の日本海沿岸	気象庁本庁

(4) 津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(津波情報の種類)

	種 類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予測される津波の高さに関する情報	各津波予報区域の津波の到達予測時刻や予測される津波の高さを発表。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

(注) 3 津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1 m以下 のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20 cm未満 のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3 m以下、津波警報を発表している沿岸で1 m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。

(5) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

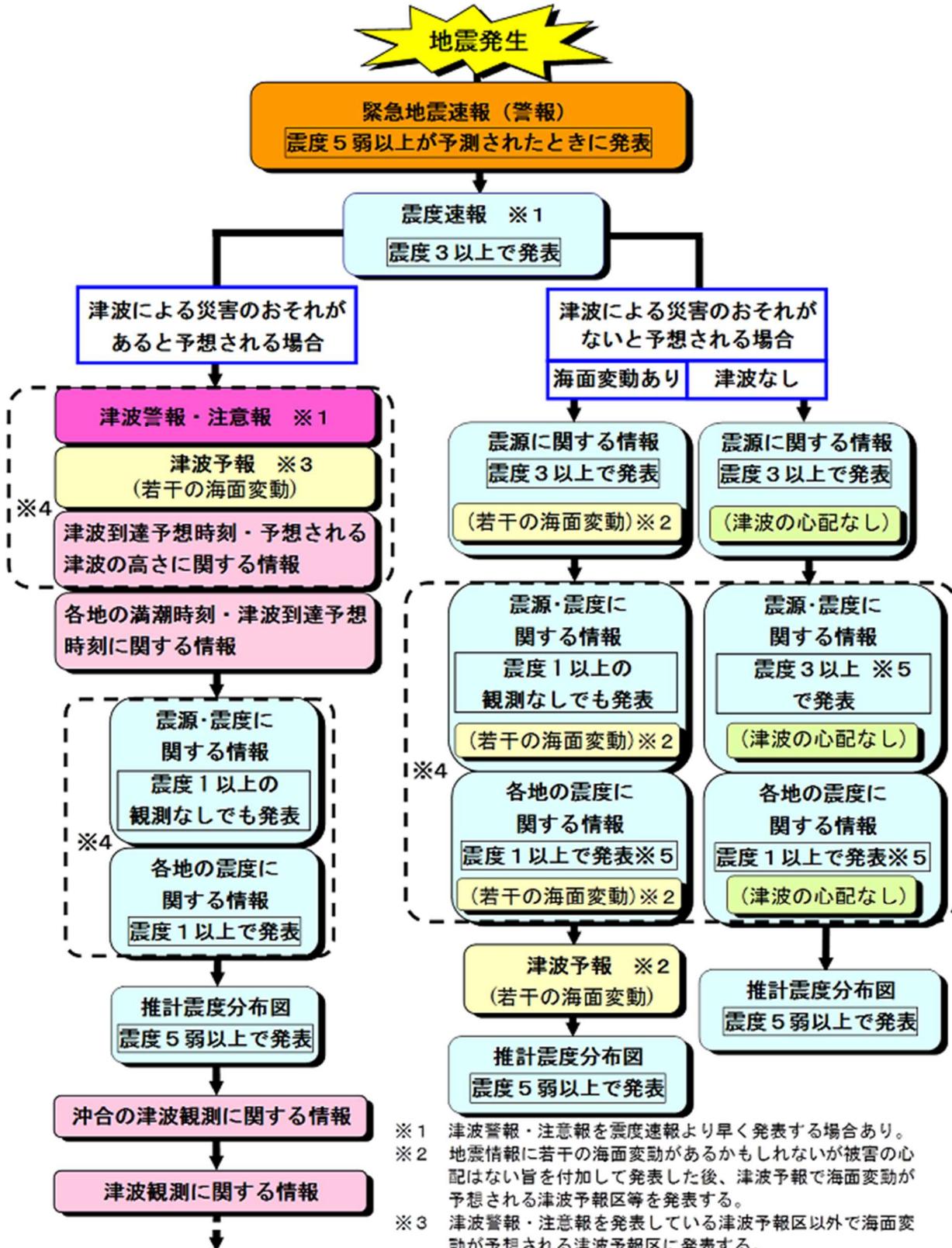
(津波予報の種類)

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	20cm未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも20cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(6) 気象庁が発表する特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報(特別警報)を発表する。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

地震及び津波に関する情報



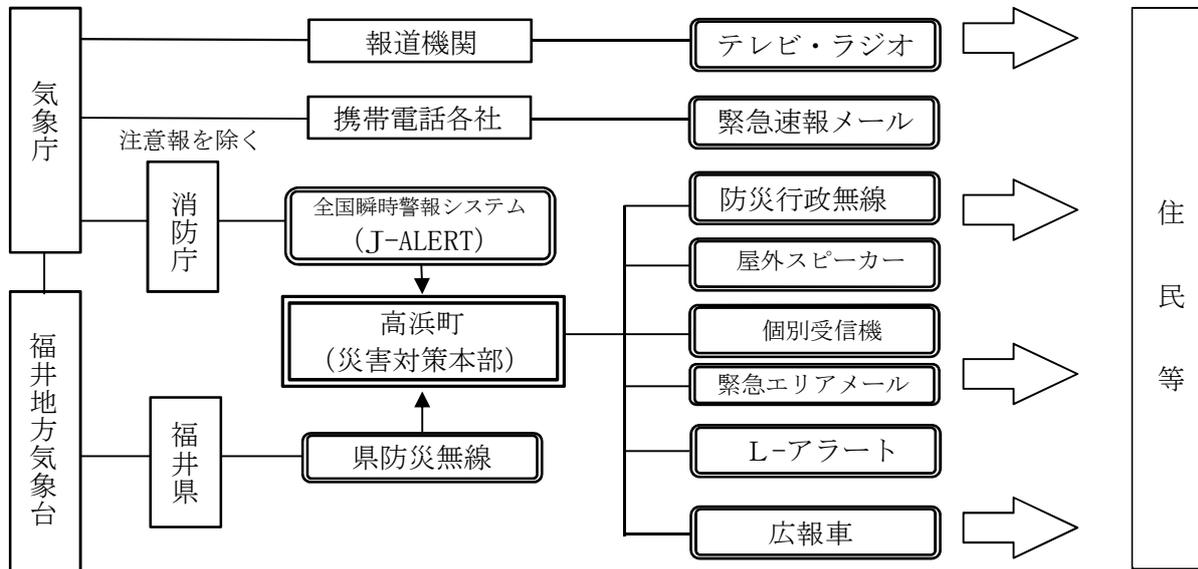
- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
- ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
- ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

2 津波情報等の収集

(1) 津波情報の伝達系統及び伝達方法

津波警報等の津波情報の伝達系統及び伝達方法は、次の図6-2のとおりとする。

図6-2 津波情報等の伝達系統及び伝達方法



(2) 情報伝達の留意事項

- ①地震が発生し、津波注意報・警報等が発表された場合には、全国瞬時警報システム及び同報無線を利用し、防災行政無線等で自動伝達を行う。自動伝達終了後は、伝達漏れがないよう、手動で防災行政無線、屋外スピーカー、個別受信機、緊急エリアメール、広報車等で避難を呼びかける。
- ②全国瞬時警報システム (J-ALERT) システムの伝達文の内容については次のとおりとする。

表6-1 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 伝達文

大津波警報	「消防サイル 3秒吹鳴 2秒休止×3回
	こちらは 高浜町 です。
	大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難して下さい。
	3回くり返し
	こちらは 高浜町 です。
津波警報	消防サイル 5秒吹鳴 6秒休止×2回
	こちらは 高浜町 です。
	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。
	3回くり返し
	こちらは 高浜町 です。
津波注意報	消防サイル 10秒吹鳴 2秒休止×2回
	こちらは 高浜町 です。
	津波注意報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。
	3回くり返し
	こちらは 高浜町 です。

3 海面監視・被害情報の収集

津波による被害を防止するため、気象台から発表される情報等により、あらかじめ定める巡回監視ルートにおいて、異常な海象等を確認するものとする。ただし、津波の監視場所は監視者の安全を確保できる場所とする。

(1) 海面監視及び監視パトロール

津波の襲来が予想される場合、消防機関等と協力して海面監視及び河川遡上の監視パトロールを行う。

(2) インターネットによる収集

インターネットによる潮位情報は、下記のホームページで行うものとする。

① 国土交通省 海の防災情報

<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

② 気象庁 防災気象情報 潮位観測

<http://www.jma.go.jp/jp/choi/>

第7章 避難指示の発令基準

1 発令基準

(1) 避難指示

避難指示の発令基準は次のとおりとする。

- ①津波注意報・津波警報・大津波警報の認知又は通知を受けたとき。
- ②停電、通信途絶等による伝達系の異常により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じたとき、あるいは揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じたとき。
- ③その他町長が避難の必要を認めたとき。

(2) 解除

避難指示の解除は次の判断材料を基に総合的な判断により行う。

- ①気象台から（津波注意報・津波警報・大津波警報）の解除の通知を受けたとき。
- ②報道機関の放送等により津波注意報の解除を認知したとき。
- ③巡視等で安全を確認できたとき。

2 発令の判断基準

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

3 伝達方法

町は、防災行政無線、屋外スピーカー、広報車、緊急エリアメール等多様な手段を活用し、避難指示にかかる情報を町民等へ伝達する。

なお、伝達の文例については、次のとおりとする。

表7-1 避難指示等の文例

種別	内容
避難指示	【大津波警報、津波警報が発表された場合】 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。こちらは、高浜町役場です。 （大津波警報・津波警報）が発表されたため、〇時〇分に〇〇地域に津波災害に関する緊急避難指示を発令しました。未だ避難していない方は、緊急に避難してください。外が危険な場合は、屋内のできるだけ高い場所に緊急に避難してください。
	【強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合】 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。こちらは、高浜町役場です。 強い揺れの地震がありました。 津波が予想されるため、〇時〇分に〇〇地域に津波災害に関する緊急避難指示を発令しました。ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。
	【津波注意報が発表された場合】 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。こちらは、高浜町役場です。 津波注意報が発表されたため、〇時〇分に〇〇地域に津波災害に関する緊急避難指示を発令しました。海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

第8章 津波対策の教育、啓発

1 町民に対する啓発

地震が発生したら津波が来るという認識を持ち、警報を待たずに避難するという「地震、イコール津波、即避難」の認識が沿岸地域に限らず、全町民の津波に対する共通意識として定着するよう、津波防災の正しい知識の普及と啓発のため、あらゆる方法を用い広報活動を実施する。

(1) 啓発事項

- ア 津波の特性に関すること
- イ 津波災害とその特性
- ウ 津波警報等に関すること
- エ 津波発生時に町、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- オ 浸水予想区域、避難場所、避難路、ハザードマップに関すること
- カ 津波発生時にとるべき行動
- キ 避難行動要支援者への支援に関すること
- ク 避難所での運営、管理に関すること
- ケ その他必要な事項

(2) 啓発方法

- ア ハザードマップ等の配布及びインターネットによる公表
- イ 「町広報」等による防災知識の普及
- ウ 防災に関する講習会及び説明会の開催
- エ 海拔標示標識及び避難誘導標識等の設置
- オ 防災ビデオ上映会、展示会等の開催による防災知識の普及
- カ 社会教育を通じての啓発
- キ 各種団体に対する啓発
- ク シンポジウム・ワークショップの開催

(3) 外国人に対する留意点

外国人は、事前に防災知識や防災力を向上させることで自助や共助を行えるようになる。防災啓発資料の多言語化や周知、災害対応訓練への参加呼びかけ、災害に関する基礎知識と必要な日本語の習得を通じて、日本で起こる災害に対する防災知識の普及を図る。

2 学校教育における防災教育

学校教育においては、児童生徒等の発達段階に応じて、災害時に起こる危険性について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。

このため、児童生徒等に対し、安全教育の一環として教科、学校行事等の教育活動全体を通じて災害時の対応等の理解を深めるよう指導する。

また、若い世代からの防災に関する意識を促すため、防災訓練の実施や防災センターを有効に活用するとともに、自治会、自主防災組織、公民館等地域関係者との連携を踏まえた防災教育に努める。

第9章 避難訓練計画

津波発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するための訓練を、積み重ねることにより大きな効果が期待できるものである。そのため、行政をはじめとする防災関係機関の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的な活動が不可欠であり、防災行動能力の向上を図るため、関係機関と連携し、複合災害にも対応した実践的な防災訓練を実施し、その習熟に努める。

1 訓練の実施

(1) 総合防災訓練

災害時における対応能力の向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、住民自らの「自分の命は自分で守る」という行動力と、津波に対する知識の向上を図るため、住民、自治会、自主防災組織、町、防災関係機関等が共同で行う総合防災訓練において津波を想定した訓練を実施する。

(2) 自治会、自主防災組織による訓練

自治会又は自主防災組織は、津波発生時に迅速に避難ができるよう、情報伝達、避難誘導、避難行動要支援者の搬送等の避難訓練を実施するものとする。町及びその他防災関係機関は、訓練の計画立案及び実施に協力する。

2 防災訓練実施後の評価等

訓練の実施主体は、訓練終了後に検証会議の開催等を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善に努める。

第10章 その他の留意点

1 観光客等の避難対策

(1) 情報伝達

観光客、海水浴客、釣り客等の一時滞在者に対し、防災行政無線の屋外スピーカー及び広報車や緊急エリアメールにより伝達するものとする。また、海水浴場及び宿泊施設等の管理者は、地域の避難計画と整合性を図りながら避難誘導體制の確保に努める。

(2) 避難標識の設置

観光客等に津波危険箇所及び避難場所等の周知を図るため、避難路等に海拔や避難方向を標示した津波避難標識の設置、海水浴場や漁港等に避難場所や浸水予想箇所を示した津波避難誘導案内板等の設置を行う。なお、表示内容については、子ども、高齢者、障がい者、日本語の不自由な外国人等への周知を図るため、漢字等へのルビふり、図記号等の利用、多言語表記の実施に努める。

2 避難行動要支援者の避難対策

(1) 情報伝達

防災行政無線や広報車による伝達の場合、あらかじめ平易な言葉で、わかりやすい広報文案を事前に定める等、情報伝達手法に配慮する。また、聴覚障がい者や外国人に対する伝達は、近隣者や地域支援者ができるよう支援体制の確立を促す。

(2) 避難支援

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等は協力し、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、個々の要支援者ごとの避難方法や避難支援者を定めた個別支援計画を定める。

(3) 施設管理者等の避難対策

避難対象区域にある社会福祉施設及び学校の管理者は、利用者等の安全な場所への誘導・搬送等の避難を速やかに実行するため、職員の役割や動員体制、保護者への緊急連絡方法、地域との協力体制の確認等についてあらかじめ計画を定める。

添付資料

津波ハザードマップ

